

「秦野市子ども・子育て支援事業計画」総括報告書の要点まとめ

令和2年10月19日子育て総務課作成

第4章 子ども・子育て支援施策**1 教育・保育の提供体制****(1) 教育・保育の量の確保**

認可保育所、地域型保育事業の開設や、公立幼稚園を公私連携型認定こども園に移行するなど、計画期間中に目標とした教育・保育の確保量（利用定員数）を確保したことにより、平成27年度は51名であった待機児童数は、令和元年度は9名に減少した。

引き続き、教育・保育の場の提供と量の確保を進める。

(2) 教育・保育の質の向上

公立、私立にかかわらず保育士等が参加できる市主催の研修を実施することにより、教育・保育の質の向上に努めた。

全ての子どもに質の高い教育・保育を実施するため、各施設間や小・中学校との連携をより一層強化するほか、職員の資質の向上を図るための研修情報の提供に努め、必要に応じた支援を行う。

2 地域子ども・子育て支援事業**(1) 地域子育て支援拠点事業（ぽけっと21等）では、平成26年度に5箇所であった拠点を新たに3箇所開設し、保護者が利用しやすい環境整備を行った。**

引き続き、交流の場を提供し、子育てに関する不安や負担感の緩和、社会的孤立の解消を図るとともに、より多くの保護者が利用しやすい環境整備に取り組む。

(2) 妊婦健診事業では、妊娠届出時及び転入した妊婦に健康診査補助券を交付し、受診の方法や重要性を説明し、受診勧奨に努めた。

妊婦と胎児の健康管理につながるよう、引き続き妊婦健康診査受診の大切さについて啓発し、妊婦支援に努める。

(3) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）では、事前連絡で訪問につながるよう対応するとともに、不在家庭等に対し複数回訪問し未実施家庭の減少に努めた。

引き続き、全数訪問に努める。

- (4) 市立幼稚園預かり保育事業では、平成27年度までは運営委員会が主体となり実施されてきたが、平成28年度から市の事業として実施することで、実施時間の延長や長期休業期間中の実施が可能となるなど制度の充実が図られた。

引き続き、安定した受け入れ体制を確保するとともに、リフレッシュ利用を促進し、保護者の負担軽減を図ることで子育て支援の充実に努める。

- (5) 保育所等の一時預かり事業では、実施園を拡大することにより、保護者の多様化するニーズに対応した。

実施に影響を与えている待機児童対策を一層強化するとともに、新規に開設する保育所等での実施について事業者に投げかけるなど、安定的な確保を推進する。

- (6) 放課後児童健全育成事業では、平成26年度には23箇所であった市立放課後児童ホームを5箇所増設、定員を200人拡大し、安定した受け入れができる環境を整備した。また、平成26年度には2箇所であった民間学童保育は15箇所増加、定員を300人以上拡大した。

これらの取組みにより5年間待機児童を発生させなかった。

引き続き、安定した運営に努めるとともに、放課後児童ホームと放課後子ども教室の一体的な運営について、小学校の余裕教室等の活用を踏まえながら順次実施する。

3 その他の取り組み

- (1) 産後の休業及び育休後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

保育コンシェルジュを1名配置し、母子保健コーディネーターと連携して情報を共有しながら、保護者等からの保育の希望をはじめ子ども・子育てのあらゆる相談に応じ、子育て支援を行った。

引き続き、保護者等の相談に応じ、必要な情報提供・助言を行う。

- (2) 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する神奈川県との連携

ア 児童虐待防止

令和元年度に家庭相談員を増員し、子ども家庭総合支援拠点を設置することにより、相談体制の充実を図るとともに、児童虐待の早期発見・対応に努めた。

引き続き、子どもと保護者等に寄り添ったきめ細かな支援を行うた

めに人員体制の充実を図るとともに、地域とのつながりのない未就園等の子どもを持つ家庭への支援の充実を図る。

イ ひとり親家庭の自立支援の推進

母子家庭等自立支援教育訓練給付金及び母子家庭等高等職業訓練促進給付金を支給した。特に専門的な資格を取得する母子家庭等高等職業訓練促進給付金事業の対象者の多くが、その資格を生かした就職につながった。

引き続き、ひとり親家庭の早期自立を目指し、資格を生かした就職につながるよう、継続して支援する。

ウ 障害児施策の推進

幼稚園、認定こども園及び認可保育所等において統合教育・保育を実施することにより、個別の支援が必要な就学前の子どもの集団生活を支援し、早期療育システムの円滑な運営及び関係機関との連携を推進した。

引き続き、統合保育・教育の推進を図る。

第5章 市独自の支援策

1 妊娠・出産期から、親子の成長への切れ目ない支援

子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠届出事務を助産師及び保健師等の専門職が対応し、より丁寧に行うようにしたことで、妊婦及びその家族と、妊娠期から顔の見える関係を築くことにつながった。

引き続き、子育て世代包括支援センターを拠点とし、各事業の活用により、妊娠期から出産、育児まで、妊産婦と乳幼児（胎児を含む）、その家族の健康の維持向上を図る。

また、妊娠届出時は、母子保健担当として支援の入口にあたるため、対象者が安心を感じられる拠点として、母子保健コーディネーターを中心とした専門職と顔の見える関係を築けるよう努める。

2 子どもの健やかな成長を見守る地域づくり

(1) 地域の子育てサロン等における育児相談への協力や電話及び家庭訪問により、随時子育てにおける心配や悩みへの対応に努め、相談の場の充実を図った。

出生数が減少し、身近に支援者がいないことも多いため、安心して子育てに臨めるように相談体制を充実させるとともに、子育てに役立つ知識の普及啓発や情報提供を行い、親子に合ったきめ細かい支援により、

育児をする力を高められるよう、継続的な支援を行う。

- (2) 小児医療費の通院の助成対象を平成28年10月から小学校6年生まで拡大した。また、平成29年4月から未就学児の所得制限を撤廃するとともに、小学生以上の所得制限額を引き上げた。さらに、平成31年4月から助成対象を中学校3年生までに拡大し、子育てに係る経済的負担の軽減を図り、小児の健康維持及び健全な育成を支援した。

小児が安心して医療を受けることができる環境整備を図るとともに、助成制度の拡充等については、近隣自治体の状況や社会情勢を見極めていく。

3 子どもの健やかな成長・発達への継続した支援

乳幼児健康診査においては、子どもの発育・発達を確認するだけでなく、集団の特性を活かし、小児科医師等各専門職による助言や地域情報の提供を行い、自信を持って前向きに子育てができるよう丁寧な対応に努めた。

引き続き、保護者の不安を軽減し、自信を持って前向きに子育てできるよう、子どもの発育・発達に合わせて支援する。

4 思春期の保健対策の充実

赤ちゃんふれあい体験では、市内中学校との連携により開催し、命の尊さを実感し、親になることの意味を知ること、自らの親子関係について見直す機会となった。

命の尊さを学ぶ機会について、今後も継続する。